

令和4年第9回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

1 開会及び閉会に関する事項

令和4年9月15日 午後3時開会
午後4時28分閉会

2 出席者及び欠席委員の氏名

(1) 出席者

教育長 半嶺 満	委員 山里 清	委員 藏根 美智子
委員 小濱 守安	委員 比嘉 佳代	委員 大城 進

(2) 欠席委員

なし

3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

参 事 山田 みさよ	参 事 目取真 康司
総務課長 諸見 友重	学校人事課長 安里 克也
県立学校教育課長 崎間 恒哉	義務教育課長 宮城 肇
保健体育課長 城間 敏生	文化財課長 瑞慶覧 勝利
学校人事課 城間 優	
小中学校人事管理監	

4 議事関係

(1) 開会

半嶺教育長が開会を宣告した。

(2) 議事日程の決定

議事日程は会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

(3) 令和4年第8回議事録の承認

全会一致で、令和4年第8回議事録を承認した。

(4) 議事録署名人の指名

半嶺教育長が、小濱委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 沖縄県特別支援教育推進計画の策定について

【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県特別支援教育推進計画の策定について報告を行った。

【質疑等】

- 蔵根委員 先日、沖縄県総合教育センターの研修員の報告会があり参加しました。特別支援教育は教育の原点であると言われてはいますが、ICTを活用した個別最適な学びが充実していると思いました。さらに、先週金曜日に県立の校長研修会に参加し、そこで校長先生方が全員タブレットを持ち込み、沖縄県の教育DX推進プロジェクトチームからICT活用の仕方を学んでいる姿が非常に素晴らしいと思いました。一つ質問ですが、特別支援教育では平成25年からiPadなどを使用していると聞いていますが、今まさに個別最適化ということで現在の整備の進捗状況、また、重度の子どもたちがiPhoneで返事ができるとか、機器等を使用することができるのか伺いたしたいと思います。
- 県立学校教育課長 まず整備状況から申し上げますと、平成22年から特別支援学校では、iPadなどの整備が進んでいますが、子どもたちの症状も重度であったりといういろいろありますので教育的ニーズに応じた整備は完全ではない状況です。しかし、基本的には1人1台を達成している状況にあると思います。特別支援学校でのICT教育の活用としては、幼児児童生徒の障害種の状況に合わせてICTを活用することで、教科指導の効果を高め、生徒の情報活用能力の育成につながると考えています。また、この1人1台端末がさらに浸透することで、生徒、職員との双方向のやり取りがさらに進んで、対話的な学びの場が充実していくのではないかと期待しています。各障害種の取組が実際どのように行われているか事例を紹介させていただくと、視覚障害は文字の拡大や音声読み上げなどを取り組んでいます。聴覚障害は、音声を文字化する筆談アプリ等のコミュニケーションツールを活用しています。知的障害は、動画やアニメーション機能を活用した学習内容を具体的にイメージする情報の提示をしています。肢体不自由教育では、視線入力装置など表現活動の広がり、それによるコミュニケーションの代替等が進んでいます。病弱については、病室と教室を結ぶ遠隔教育システム等によりICTを活用した教育が進むことで、さらに充実した学習環境が整うことを期待しています。
- 蔵根委員 重度障害の子どもたちでも、iPad等を使用する事でコミュニケーション能力が育成されるのですね。校長研修会で、総合教育センターの職員が校長先生方に丁寧にアプリなどいろいろ説明しているのを見て、新しい時代の特別支援教育が始まっているなと感じました。
- 大城委員 本推進計画の策定は、本県の特別支援教育を推進するために、学校現場はもとより、関係者から求められている計画であり、時宜にかなった施策と認識しています。その視点で本計画の策定に同意いたします。まず本計画の学校現場への周知と

本格実施年度についてお尋ねします。

- 県立学校教育課長 周知につきましては、令和4年9月に策定したばかりではありませんが、推進計画を確実に学校へ発出していきたいと思います。ただページ数が44ページまでありますので、概要版を併せて発出し、概要版には取組内容を大まかに入れ、この推進計画の何ページにその内容は記載されているということが見えるようにしていますので、概要版で関心のあるところをしっかりと調べていただきたいと思います。もう1点、今回この推進計画を策定するに当たって、特別支援教育は専門的用語も出てきますので、推進計画の41ページから44ページにかけては、用語解説一覧を載せて、より多くの方に目を通していただき専門的な用語についても理解が図られるように作成しました。
- 大城委員 私からは周知等について要望、あるいは推奨の視点から述べます。今回策定された本計画は国の施策や県の総合的な計画等との整合性を図りつつ、新しい時代に対応した特別支援教育の在り方について基本的な考え方や新たな視点と方向性を示すものです。最新の答申と報告を基盤に据えて、半年を超える策定期間、そしてパブリックコメント等への丁寧な対応等々を確認しました。これらの対応から、学校現場で各教師の手元で、不断に特別支援教育推進の基準として活用されるものと思慮されます。加えて、今回特に本県策定の二つの施策と一体的に捉えていただくことを推奨します。一つ目は新沖縄21世紀ビジョン基本計画166ページの「一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実」です。その内容にはインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進等々が謳われております。二つ目に、沖縄県教育振興基本計画7ページの「特別支援教育」、27ページ「一人ひとりのニーズに応える特別支援教育の充実」が項目とされており、共生社会の実現を目指していくことの必要性、特別な教育的支援を要する児童生徒の対応等々、そのページに記されております。その二つの施策を合わせ見ることで、今回の沖縄県特別支援教育推進計画が具体的に捉えやすくなると思われまます。締めとして、新沖縄21世紀ビジョン基本計画や沖縄県教育振興基本計画の策定に続けて、本沖縄県特別支援教育推進計画が策定されたことは、実に意義深いことと思います。本計画にて一層、本県の特別支援教育を推進、充実させていただきたく思います。
- 小濱委員 4ページ施策の展開(4)への質問ですが、「医療的ケアが必要な幼児児童生徒への対応」の成果指標が10年先に100%を達成するという目標は遅いのではないかと思います。実際、医療的ケアを要する子どもたちは現実にはたくさんいますので、かなり急ぐ問題ではないかと思います。この計画の中で、もう少し早く100%を達成するように、いろいろ考えていただければと思います。医療的ケアを要するご家族の負担というのは、生活が破綻するかもしれないぐらい、いっぱいいっぱいものがあります。しかし教育現場で子どもがきちんとケアも受けながら就学できることは、家族にとっても大変安心ですし、生活の上でも助かることが多いと思います。ですから、成果指標をもう少し早めにといいいますか、令和8年に80%ではなく、その時点でほぼ完成し、残り5年間ほどで足りないところを補えるようなレベルまでスピードアップ

していただければと思います。

- 県立学校教育課長 ご指摘ありがとうございます。中間目標で 80%としていますが、当然、早くガイドラインを作っていただくことは重要だと思いますので、これは時期を待たず積極的に声掛け等をしていきたいと思っています。資料 1 ページの「今後の取組」で、10 年計画で中間目標の達成状況で見直しをしていますが、一番下の段落でお話したように、柔軟な見直しと実際に効果的な取り組みを常に探りながら行っていくことが大事だと思いますので、委員のご指摘を早めに達成できるよう、取組を進めていきたいと思っています。
- 山里委員 若干関連すると思いますが、今月 9 日でしたか、国連の委員会から日本のインクルーシブ教育については不十分であると報告がありました。特に普通教育と特別支援教育が分離されているのではないかと、という点が勧告になっていると思うので、日本政府は何らかの回答をしなければならぬし、具体的な施策等について示さなくてはならないと思います。そうしますと、先ほどお話しされていた柔軟に見直しを行うことや取組の強化等々について記載されているので、ぜひ実行してほしいと思います。小濱委員も言われていましたが、やはり 10 年間というのは、現代のスピードが速いというか、時代の流れでは長いスパンだと感じます。その間に、世界情勢や世界的な環境によって、特別支援や障害者または障害児に対する取組、考え方についても、いろいろな変遷が今後考えられるかなと思うので、文科省として示す基本的な考え方にも若干修正が出てくると思います。それを踏まえながら、当然予算も必要と思いますが、前倒しや先取りで実行していく意識でぜひ頑張ってもらいたいと思います。また、大城委員からもお話しがありましたが、現場にどう周知を行っていくかが大事だと思います。概要版もあまねく教員の手元に置いてもらうことはとても大事だと思います。昨今、テレビや企業のパンフレットなどで QR コードを目にしますが、可能であれば、この推進計画の概要版でも、QR コードを付けて、本推進計画のページにジャンプするような仕組みなど、今後研究して頂ければと思います。もう 1 点、先ほど蔵根委員からもお話がありましたが、現在 ICT の活用が子どもたちのニーズに応えていて、とても画期的なことだと思います。しかし、これも現状の技術だけではなく、例えば障害のある子どもたちに VR やバーチャルデバイスで、疑似体験をさせることで学習やいろんな情緒的な面でも世界が広がっていきます。ICT というのは単なるリテラシーだけでなく、いろんな人間の五感を広げてくれるツールになりえると思いますので、若い方が教育センターと連携し先端技術の情報を先取りすることで、沖縄県が先進的に取り組んでいるという状況になれば嬉しく思います。現在、琉球大学の先生が遠隔操作で硬い、柔らかい、冷たい、熱いなどの感覚がわかるような画期的なシステムを開発しています。沖縄もいろいろと先進的な取り組みもありますので、ぜひ特別支援教育でも取り入れていただき、研究していただけたらと感じます。よろしくをお願いします。
- 県立学校教育課長 国連の件は、正式なものではなく、詳しくは見えていませんが、今日のネットニュースの中で、大臣のコメントに日本のインクルーシブ教育システムの

推進をしっかりとやっていくとありました。基本的に今、取り組んでいる内容で進めていく方向性かと思います。

- 比嘉委員 4 ページ(5)の「障害のある外国人幼児児童生徒への対応」で提案があります。近年、外国籍のご両親がいて、英語圏でないアジア各国の方がいますが、なかなか言語が難しいという状況が出ております。可能であれば、就学支援や特別支援教育、特別支援学校の説明を園任せではなく、動画でいくつかの言語で作成し、事前にご両親が勉強できるようなシステムがあればと思いますので、教育委員会で、取り組んでいただきたいと思います。と提案します。
- 県立学校教育課長 研究してみたいと思います。

報告事項2 県立名護高等学校附属桜中学校で使用する教科用図書の採択について

【説明（義務教育課長）】

資料に基づき、県立名護高等学校附属桜中学校で使用する教科用図書の採択について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 当該校での教科用図書の採択は、開校に向けての重要な事務の一つであり、市町村立中学校の共同採択の方式とは異なった採択の仕組みと捉えております。その視点で基本的事項について伺います。関係法律の義務教育諸学校の教科用図書無償措置に関する法律並びに県教育委員会による教科用図書の採択に関する実施要項および教科用図書選定指標3項目に基づき、当該校での教科書採択の事務がスムーズになされていると思われませんがどうでしょうか。
- 義務教育課長 はい、ご指摘のとおりなされています。
- 大城委員 当該校は令和5年4月開校です。前回定例会において、庁内主管課に関係課と連携して同校が円滑にスタートできるよう全力を挙げての支援をお願いしました。改めて本教科書採択に係る業務についても、その一環で支援し、進めていただきたい。

報告事項3 令和4年度全国高等学校総合体育大会（躍動の青い力 四国総体2022）の結果について

【説明（保健体育課長）】

資料に基づき、令和4年度全国高等学校総合体育大会の結果について報告を行った。

【質疑等】

- 大城委員 コロナ禍の厳しい環境の中、団体と個人の部において、このような上位入賞が達成できたことは、本人はもとより、県民にとっても大変喜ばしいことです。今

回の全国入賞者の皆さんには、各人の卓越した技能はもとより、並々ならぬ熱意と忍耐力に心からの賛辞を送ります。また、全参加者 39 校 430 人の皆さんに対して、今後の益々のご活躍を応援し、各指導者ならびに関係者の皆さまのご尽力に感謝の意を表します。質問でございます。コロナ禍の中ですが、教育長表敬、あるいは報告会等はありませんか。

- 保健体育課長 現在、県の高校体育連盟等と調整中です。コロナの状況が収束、もしくは減少することがあれば、教育長への表敬等を実施していきたいと考えています。
- 大城委員 新たな日常ですので、賢明で妥当なご判断をお願いします。

報告事項 4 第 46 回全国高等学校総合文化祭等の結果について

【説明（文化財課長）】

資料に基づき、第 46 回全国高等学校総合文化祭等の結果について報告を行った。

【質疑等】

- 山里委員 スポーツ部門に続いて、文化部門でも大変素晴らしい成績を上げるなど感心しています。しかし、成績を上げている子が、ほとんど女子生徒ということが少し気になります。これはなぜでしょうか。
- 文化財課長 それについて分析したことはありませんが、もしかしたら傾向的に、文化部に関しては、吹奏楽などいろいろな楽しみやすいという部分もあって、女子生徒が多いのかと直感的に考えております。
- 山里委員 多様性といいますか、ジェンダーもありますが、いろんな方々に参加して頑張ってもらえたらいいと思っています。これは現場の話だと思いますが、女子生徒のみならず、いろんな方々が等しく頑張ってもらえるように、先生方にも頑張ってもらえればと思います。よろしくお願いします。

(6) 議案審議

議案第 1 号 教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について説明を行った。

【質疑等】

- 藏根委員 大村はま先生の言葉に「研修をしないのは教員ではない」という言葉があります。未来をつくる子どもたちを育てるために、常に情報を更新していかなければ

いけないと、「教えるということ」という著書にも書いています。ここで「教育教員免許法」が改正され、学ぶ必然の場がなくなり、研修の機会が減り、教員の資質の低下が気になります。そこで2点質問ですが、県としては、先生方の学ぶ場をどのように保障するのか、また校長の教員への指導力にも関連してくると思いますが、教員評価システムとの関連など資質向上の意味でお聞きします。

- 学校人事課長 県教育委員会では、教員の育成指標というものを策定いたしまして、これに基づき、いろいろな研修を行っております。採用時や中堅、ベテランになった場合、それぞれのステップに応じた指標を立て、いろいろな研修を行っております。教育センターでの研修や免許法の認定講習があります。また、各学校現場におきましても、いろいろな研修がなされているかと思えます。勤務評価システムとの関連の件ですが、これは改正を受けての関わりということでしょうか。
- 蔵根委員 研修歴を校長が記録されている部分です。校長の主体的な指導など、そういうものとの関連をお聞きしたいです。
- 学校人事課長 勤務評価システムにつきましては、面談を通じて目標を設定し、評価結果をお伝えするかたちで今取り組んでいます。その中で、例えば、年度当初の職員と校長が面談で話をする中で、そろそろこういった研修を受講してみてもどうか、校務分掌を担っていただくにはこういった研修を受けたらどうか、等の意識付けを行います。あるいは教員が校長と面談する中で、自身の強み、弱みなどに気付くことがあるのではないかと思います。そのような意味で、この勤務評価システムだけではありませんが、いろいろと対談する中で、研修を意識していただく必要があると思っております。
- 蔵根委員 法定研修の初任者研修、10年研、そして県独自の1年、2年、3年研修は継続ですね。私も1年、2年、3年研、校内研に関わっているのですが、3年目の先生が校内研の代表授業を行うくらい成長するのです。授業は子どもの姿で評価されますから、素晴らしい研修です。それともう一つ、先週、私は教育センターの前期の研修成果を見ました。本当に学ぶべきものが多く、ICTを活用した新しい教育は、先ほど山里委員がおっしゃっていました。新しい教育というのは、ICT活用能力と感性が重要だと思います。この二つが重要視され、感性教育のツールとしてもICTは大事だと気づきました。だから私たち教員は常に学びの場が必要です。また、校内研ですが校長先生がリーダーシップを執って、研修記録簿に記録されている状況です。文科省は主体的な学び、対話的な学び、協働的な学びということを推進していますが、まずは校内研で教師の主体的な学び、対話的な学び、チーム学校としての学びが必要だと思います。秋田が成功しているのはこれなんです。チーム学校としては沖縄も成功しています。県がリーダーシップを執って、先生方に学びの必然性ということを推進してほしいと思います。
- 山里委員 質問が2点あります。1点目は、研修の履歴の管理というところですが、

先日の勉強会でもお聞きしましたが、教員は必ずしも同一の都道府県だけで教員をしている方のみではなく、他県から異動して教員を続けている方々もいると思います。例えば沖縄県で受けた研修の履歴については、他県に移った場合、その研修履歴についてはどのように参照できるのか。もう一度説明をお願いしたい。2点目は、これも先日の勉強会でありましたように、悉皆研修を十分されていますし、いろいろ必要に応じた研修も行っているとのことですが、民間ですと、例えば次期課長に予定されている社員は、課長になるための研修を事前に行います。その研修の実績や成績等々を判断し、昇任等の人事異動が決まります。教育委員会の場合は主幹教諭、副校長、教頭が課長や校長になるためには昇任試験があるので、実際の能力といえますか、しっかり判断されると思います。しかし、その職に就いた後に研修が多いという実態はいかがでしょうか。

- 学校人事課長 一つ目の異動した場合の件ですが、研修受講履歴記録システムというものを国で整備することになっております。この利用方法については、もう少し情報収集しないといけないと思っておりますが、国のガイドラインによりますと、研修の履歴については、個人情報であるということで取り扱いは慎重にやるべきなのかなと思っております。ただ、以前勤めていた都道府県からの情報提供を受けるというような形で記録を作成していくことが望ましいということしか今は情報を得ておりません。具体的に、誰が記録を入力していくのか、また異動があった場合の記録の引き継ぎがどのように行われるのか、こういったものを情報収集していきたいと思っております。
- 学校人事課小中学校人事管理監 2点目については私の方からお答えします。今の研修については、初任研、中堅研というものが法定研修として位置づけられて、これらが悉皆で必ず受けなければいけないという研修になっています。それを管理職になるためのステップアップの研修と捉えるところはありますが、教職員評価システムでも県は育成指標というのを定めておまして、初任研の段階から充実発展期、指導期と、しっかり教員を育成していくということでさまざまな研修が、悉皆研修以外にも含まれております。学校長は先生方との面談においても、センターでの研修であるとか、あるいは市町村教育委員会においては、各教育事務所が行う研修など、積極的に先生方を研修に参加させています。育成指標の段階に合った研修については、常日頃から学び続ける教師、本県の教員採用試験でも、求める教師像の中で「学び続ける教師」を全面的に打ち出していますので、採用時から経験段階に合わせて研修を常に行っております。
- 教育長 教職員の資質能力の研修はあるとしても、役職の教頭、校長については、昇任後に研修を行う。それが、教職員の現状だと思います。
- 学校人事課小中学校人事管理監 管理職は管理職で悉皆研修がそれぞれ設けられております。特別支援教育に対する研修など、年間の中できちんと位置づけられて研修を行っています。

- 山里委員 少し話は飛びますが、先ほどの特別支援教育の推進計画の中でも「学校長のリーダーシップ」という言葉が多く出てきました。やはり管理職の役割というのはとても大きく、誰を管理職にするか、単純に昇任試験に受かったというだけではなく、採用のときからの人事評価など、いろいろ勘案して、校長として、しっかりとやっていける能力を持っているか、ということ判断して役職に就けていると思います。今後とも管理職の、あるいは校長の力量が特別支援教育、普通教育にとっても必要になってくると思うので、今回の免許更新制が改正され、研修の量、質が失われないように、ぜひお願いしたいと思います。
- 小濱委員 教職員の免許状の有効期限が設定されたいきさつを教えてください。
- 学校人事課長 免許更新制が導入されたのが平成 21 年度からですが、その当時の目的として、「その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊厳と信頼を得ることを目指すもの」というような目的で導入されたと聞いております。
- 小濱委員 ということは、その時点で、不適切な教員がいたということですか。だから資質を一定に保つため、レベルアップをするために免許の有効期限が設定されたという理解でいいのでしょうか。
- 学校人事課長 この免許更新制の導入に当たりましては、不適格教員を排除することを目的したものではありません。あくまでも資質向上、新しい知識技能を身に付けていただくということが目的だと思っております。
- 小濱委員 私の記憶違いであれば、申し訳ないです。法定研修はこれまでずっと継続していますが、そういう中で、問題となる教員が一定の数出てくる可能性があると思います。そうすると、特に子どもを守るために、例えば人権を尊重すること、いじめに対する適切な対応ができること、そういうことをしっかり研修に加えていかないといけないと思います。法定研修はしっかりされているというのは勉強会でもおっしゃっていましたが、その本来の目的は何だったのかといえば、やはり子どもたちが健やかに育つためにも、子どもの人権を考え、教育をしっかりと受けさせるということです。それらを踏まえ研修をさらに強化していただければと思います。
- 学校人事課長 小濱委員からご指摘がありましたお話について、当時、免許更新制を導入するにあたり、いろいろ議論があったということは、私も何となく記憶しております。悉皆研修や法定研修は、県内でどうという話ではなく、国が示しているガイドラインの話の中で、なかなか研修に参加しない方もいる、とあります。合理的な理由がなく研修に参加しないというような場合は、職務命令をもって研修を受けていただくような促し方も出てきておりますので、期待される水準の研修を受けていると認められないような方が出てきた場合の対応というのは、また考えていかないといけないと思っております。

- 大城委員 10年以上続いた教員免許更新制が廃止される事由として、ただ今ご説明されましたが、加えて自律的かつ主体的に学ぶ姿勢等々の諸課題が指摘されたということですね。そして今回の「教育職員免許法」関連の法規、各条項の改正と新たな研修制度の概要が国により示されました。このことについては、高度専門職業人としての教育、その資質能力の向上に資する研修の重要性を認識するものとして注視しております。実際、学校現場でのさまざまな新たな教育課題への対応、ならびに平成30年3月本県教育委員会策定の沖縄県公立学校教員等育成指標の内容から、その重要性を強く認識しております。今回の審議事項については、基本的に同意をいたします。その視点で質問を行なわせてください。一つ目、形式面についてです。17ページの新旧対照表で2点確認します。1点目、「及び」から読点に変更されています。私はこれでよいと思います。理由としては、明瞭だからです。今回、「更新及び延長」というものが削除される影響もあるでしょう。私は、学校の職員が見やすくするために、この「及び」から読点への変更は、これでよいと思います。2点目、「更新及び延長」が削除され、改正案では「取り上げ等」が残っています。「免許法」第10条に失効、取り上げとありますので、「取り上げ等」の「等」の中に「失効」があると認識しております。ということで、1点目の「及び」から読点への変更、2点目の「失効」が「等」の中に含まれているという私の理解について、その理解でよいでしょうか。2カ所について簡単に説明をお願いいたします。
- 学校人事課長 国語の部分になるかもしれないのですが、免許状の授与、取り上げ、処分の決定ということで、それ以外にもあるということで「及び」を点と置き換えて整理したものと思っております。「等」については、失効ではなく免許の書き替え、例えばご結婚されて本籍が変わる、名字が変わる場合に免許状を書き替えるといった場合の再交付や教育領域の追加など、いろいろな場合があるということで、「等」でまとめているところになります。「失効」は、例えば懲戒処分が起こった場合には、そのまま失効になります。
- 大城委員 実施面についてお伺いいたします。国からの照会文によりますと、本格実施は令和6年度というのが書かれております。将来的に、校長など管理職に委ねられることになる研修受講奨励など、今日認められたら本日で改定になると思っておりますので、本年度、そして来年度、このような本格実施に向けてどのように進めていかれるのか。よろしくご説明をお願いいたします。
- 学校人事課長 今回この規則のタイトルのとおり、「教育公務員特例法」と「教育職員免許法」、二つの法改正がなされております。この規則につきましては、「教育職員免許法」の部分で更新制が廃止されるということでの改正規則になっております。これについては、法律自体が令和4年7月1日施行となっております。更新制については、規則は法律に合わせて整備をしていくこととしています。委員がお話しされました受講奨励は、「教育公務員特例法」の中で規定されております。「教育公務員特例法」については令和5年4月施行となっております。国におきましても、免許管理のシステムを令和5年度から整備を行っていくことで、ある程度整いましたら、令和

5年度に試験的に導入し、令和6年度から本格実施になるということです。校長先生の役割というものが大きいとは思いますが、どのように進めるか、履歴を記録していくのかということについても、国のガイドラインは示されておりますが、いろいろと情報を収集し、どのように進めれば負担感がなく実施できるのかを意識しながら整備していかなければならないと思います。

- 大城委員 分かりました。県立高校、県立特別支援学校の校長の皆さんには、ぜひさまざまな機会を通じて丁寧なご説明をお願いしたく思います。管理職は所属校の教員の皆さんへ今回の免許更新制廃止および新たな研修の仕組み等について、その意義を前向きに捉えさせる必要があります。それが重要な役割でございます。よろしくお願いいたします。

【採択の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

- (7) その他
特になし

- (8) 閉会
半嶺教育長が閉会を宣言した。